

企業会計基準委員会 御中

平成14年1月9日
公認会計士 前田 武和

企業会計基準公開草案第1号に対する意見

平成13年12月21日付、貴委員会が公表された一連の公開草案のうち、標記に関する私見を申し述べます。

論点4（自己株式の処分）

（イ）処分差額の計算

取得目的区分を廃めた改正商法では、自己株式を一括して計算してよいのかも知れません。しかし、実際には、当初から償却を目的とした自己株式と、不特定期間の保有を前提にしたいいわゆる金庫株となる自己株式の区分が存在します。

この二つは性格を大いに異にするものであり、区分して処分差額を計算することが合理的であると考えます。

貴委員会において許容できるグループ計算を示していただきたい。

（ロ）右肩下りの経済下での「含み処分差損」の注記

右肩上りの経済では問題にならないことですが、右肩下りの経済では、思惑外れから生じた「含み処分差損」が先送りされる事態が懸念されます。

期末の純資産が、290条1項各号の合計額に不足するに至った場合、自己株式に含まれる「含み処分差損」の注記が必要と考えます。処分差損が、その他資本剰余金から控除しきれず、当期末処分利益に負荷をかける事態は既に兆候を示すものです。この時点をとらえて注記を求めるのもよいかも知れません。

会社にとっては好ましくない注記ですが、自己株式運用が自制される端緒となればよいと考えます。注意信号を正しく読み取れば、嫌な注記をせずに済むでしょう。野たれ死を招来するよりは遥かによいことです。

以 上